

企業会計基準委員会 御中

平成 29 年 10 月 20 日  
一般社団法人情報サービス産業協会  
生産性・収益力向上委員会  
財務税制部会

**企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）等」  
に対する意見と要望**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 29 年 7 月 20 日に公表された「企業会計基準公開草案第 61 号『「収益認識に関する会計基準（案）』等の公表」（以下、本公開草案という。）は、受注制作のソフトウェア等の会計処理を定めた現行の企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 18 号「工事契約に関する会計基準の適用指針」、実務対応報告第 17 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」を廃止して適用するとしており、当協会正会員 550 社（内、上場会社 82 社）のみならず、我が国の情報サービス取引に係る実務処理に影響が生じる可能性があることを認識しています。

そこで、別添のとおり、財務諸表作成者である情報サービス企業の立場で、当部会の意見等を提出いたします。ご高配賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

(別添)

貴委員会の本意見募集文書の質問事項に沿って以下のとおり意見等を記述する。

質問 1：同意する。なお、法人税法第 22 条第 4 項において「当該事業年度の収益の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする」とされていることから、本公開草案が適用される場合、収益認識時期が前後する場合であっても、一般に公正妥当と認められる会計処理に従ったものであるため、申告調整は不要との認識をもってしていることを申し添える。

質問 2：同意する。

質問 3-1：同意する。

質問 3-2：同意する。

質問 4：(6)を除き同意する。ただし、「(3)一定の期間にわたり充足される履行義務」における「期間がごく短い工事契約及び受注制作のソフトウェア」についても、第 94 項では「金額的重要性が乏しい」との表現がなく、結論の背景の第 148 項及び第 155 項での言及に留まっていることが現行基準との比較で解釈の余地が生じる。すなわち、現行の工事契約会計基準では第 53 項において「工期がごく短いものは、通常、金額的な重要性が乏しいばかりでなく、工事契約としての性格にも乏しい場合が多いと想定される。このような取引については(以下略)」とあり、期間が短いだけでなく、金額的重要性を伴っていることが基準本文の項番上で明記されていた。本公開草案では、期間の長さのみとなったことで金額的重要性が後退した印象を受け、単に期間が短いことをもって、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識すればよいとの解釈がもたれる可能性があることを指摘しておきたい。

また、「(6)履行義務への取引価格の配分」における「重要性が乏しい財又はサービスに対する残余アプローチの使用」については、重要性が乏しいと判断される場合には、比較可能性を損なうとは考えづらいことから、独立販売価格の履行義務の配分を不要とすべきである。

質問 5：同意する。なお、ただし、本会計基準は、上場企業や連結子会社のみならず、会社法のみが適用される会社にも適用されることを考慮すると、同一の基準で開示を求めるべきかについては、本公開草案に対する理解状況をふまえた慎重な検討が必要である。また、連結財務諸表作成会社において連単両方の注記の必要性についても検討が必要と考える。

質問 6-1：同意する。政府は、平成 35 年 10 月から消費税の軽減税率制度として適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入するとしており、その前に本公開草案の適用が開始されていることが望ましいため。

質問 6-2：同意する。

質問 7-1：設例を設けることに同意する。なお、次の 2 点の設例について若干の見直しが必要と考える。

[設例 8-1]

基準案 35 項(3)②の要件（対価を収受する強制力のある権利）のみの判定内容を記載しているが、①の要件（他に転用可能な資産の創出・増価）のあてはめ方についても具体的に説明した方が、基準の理解に資すると考える。

[設例 18]

「顧客」からの入金はいったん全額が「A 社」に対して行われ、手数料を差し引いて「B 社」に支払われるものと思われる。「2.会計処理」においては、代理人である「A 社」の収益認識のみを記載しているが、「顧客」からの入金および「B 社」への支払いについても記載した方が、会計処理の全体像が明確になると考える。

質問 7-2：同意する。なお、次の 3 点について設例の追加を要望する。

- ①受注制作のソフトウェアにおいて原価回収基準を適用した設例(会計処理[仕訳あり])
- ②一定期間にわたり充足される履行義務において、途中で進捗率が合理的に見積もれなくなった場合のその後の取扱いの設例(会計処理[仕訳あり])
- ③自社開発の販売用ソフトウェア・ライセンスの納入とそのアドオン開発を一連の履行義務と判断し、これを一定期間にわたり充足される履行義務として収益を認識する設例(会計処理[仕訳あり])

また、収益認識会計基準の認知度が上がるにつれ、設例提供ニーズが増加することが想定されるので、本公開草案意見募集期間終了後も設例作成に係る提案の受付の措置を講ずることを要望する。

質問 8：現行の工事契約に関する会計基準の適用指針では、「成果の确实性の事後的な喪失」が第 15 項から第 17 項において規定されているが、本公開草案では直截的な説明がなされていない。適用指針案第 89 項・90 項との関係も含めた取扱いの明示を要望する。

以上